

## 食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ（案）についての意見

2023年12月22日

(一社) 日本フランチャイズチェーン協会

## 1. 食品ロス削減の取組み

コンビニエンスストア各社では、季節商品（クリスマスケーキ、恵方巻き等）の予約販売や値引きによる売り切り等を促進。また、購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等の販売期限の迫った商品を手前からお取りいただく「てまえどり」の取組みについて、消費者庁、農林水産省、環境省と連携し、毎年10月に実施しております。更に、賞味期間180日以上菓子や飲料については、全てのコンビニで納品期限の緩和に取り組んでおります。その他、フードドライブの実施やフードバンクへの寄附等にも取組み、2030年度までに2000年度比で、食品ロス量を半減させるという国の目標を達成すべく取組みを進めております。

## 2. 食品の寄附について

## (1) 免責等の法的責任

食品寄附による問題が発生した場合、寄附を行った者に対して賠償責任が求められる可能性があることから、法的整備についてもガイドラインと並行してご検討いただきたい。

## (2) フードバンク団体等の認定制度

何か問題が発生した場合のレピュテーションリスクがあり、食品寄附が進められないことや、どのフードバンクに寄附すべきなのか判断が難しい等の実態があることから、フードバンク事業者等の認定制度の仕組みを早期に構築していただきたい。

## (3) 物流の問題

昨今における物流費の高騰、ドライバー不足、そして食品の安全管理の観点より、企業から支援団体への配送、併せて支援団体から最終受贈者へ届ける物流においては、更なる効率化を図り、低コスト且つタイムリーな体制の構築が必要と考える。よって、ガイドラインの策定の際には、物流事業者からのご意見やアイデア等も参考としたい。

以 上

第8回食品ロス削減推進会議に向けての意見

一般社団法人全国フードバンク推進協議会

代表理事 米山 廣明

「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ(案) <具体的な施策>

1. 未利用食品等の提供(食品寄附)の促進

【(2)食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方を含めた食品提供を促進するための措置の具体化】に対する意見

- 国内フードバンク団体の食品取扱重量は海外フードバンクと比べて著しく少く、例えばアメリカのフードバンクは739万トンもの食品を扱っており、日本国内の食品ロス発生量の523万トンを上回っています。そして、国内フードバンクとアメリカのフードバンクとの違いには、次の2点が考えられます。
  - ① 膨大な量の食品を寄付する個人、企業が存在すること(安心して食品を寄付できる環境が整っている)
  - ② フードバンク団体側に、膨大な量の食品を扱えるだけの組織体制(マンパワーを含む食品の保管・運搬・配布能力)が整っている

これまでの調査からも、寄付した食品に起因する食品事故が起きた際に、法的な責任を追究されるリスクがあることが、食品企業がフードバンクに食品を寄付しない最も大きな要因であることが明らかになっています。

そのため、国内フードバンク団体への食品寄贈量を増加させるためには、食品企業が安心してフードバンクに食品を寄付することができる環境を作るため、寄付した食品に伴う法的な責任の免責が必要であると考えます。

「別紙4 最終受給者に損害が生じた場合の食品関連事業者等、中間事業者と最終受給者の法的関係について」において、各ステークホルダーにおける法的な責任について、一定の整理ができたことはこれまでの検討の成果であると捉えています。

来年度以降も食品の提供に伴う法的責任の免責制度導入に向けて、必要な議論や検討を継続し、免責制度の具体化をお願いします。

- ガイドライン作成について、「一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者を認定する仕組みなどにより特定するための食品寄附に関するガイドラインを官民で作成し、食品寄附への社会的信頼を高める。」という方向性についても、安心して寄付できる環境整備につながることから、重要な施策の一つであると考えます。

### 【(3)フードバンク団体等を介した食品提供円滑化の強化支援】に対する意見

フードバンクを介した食品ロス削減量をより一層増やしていくためには、食品関連事業者が安心して食品を寄付することができる環境の整備に加え、受け入れ側のフードバンク団体の体制強化が必要不可欠であると考えます。

アメリカのフードバンクで739万トンもの膨大な食品を取り扱うことができている背景には、739万トンの食品を保管、運搬、配布することのできるマンパワーやインフラがフードバンク団体側に備わっていることが考えられます。

海外フードバンクのように、国内フードバンクの取扱量を拡大していくには、以下のような施策が必要であると考えます。

- 3年に一度程度、定期的に国内フードバンク団体の調査を行い、取扱量や団体数の増減の把握など、現状と課題を正確に把握し政策に改善点を反映させるための調査の実施
- 「フードバンク活動を介した食品ロス削減量」の長期的な目標値を政府として示すこと
- 基金の造成を行い、「フードバンク活動を介した食品ロス削減量」の目標達成に向け、活動現場のニーズに沿ったフードバンクの体制強化を目的とする補助事業を実施する等、必要な財源を確保すること

以上

全国消費者団体連絡会 事務局長 郷野 智砂子

食品ロス削減の推進については、まず事業者による商慣習の見直し、在庫管理等で食品ロスを出さないように計画生産する等、さらに食品ロス削減への取り組み強化を促していくことが大切です。その上で、食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ（案）の下記項目について、意見を申し上げさせていただきます。

### 1. 未利用食品等の提供（食品寄附）の促進について

「食品寄附ガイドライン」を作成し、食品寄附への社会的信頼を高め、食品の寄附の促進につなげる施策に賛同します。フードバンク団体等の体制強化支援にあたっては、各団体の体制や規模、活動状況等は様々だと思いますので、社会貢献としての役割も踏まえた国の助成・支援等、地域で地道に活動をしている小規模な団体が取り残されることがないように配慮しながら進めてください。

また現在、スーパーの店頭や公共施設など様々な拠点で展開されている「フードドライブ」の取り組みの推進も、重要な視点として、施策パッケージにもう少し具体的に書き込んでほしいと感じます。

### 2. 外食時の食べ残しの持ち帰りの促進について

消費者の食の安全が守られるための「食べ残し持ち帰りガイドライン」の策定に賛同します。

P.14に「現状においては、消費者側において、食べ残し持ち帰りに対する認識は低く」とありますが、アンケートの属性にも拠るのではないかと感じます。実際には「持ち帰りたいた言っても拒否する飲食店があるのを不満に思う。」という声を多く聞きます。年代や属性を精査した消費者のアンケート調査と、同時に事業者への聞き取りなども丁寧に行いながら、食べ残しの持ち帰り推進を効果的に行うべきだと思います。

### 3. 食品廃棄物の排出削減の促進について

食品ロス削減を国民運動として大きく成果を上げるために、消費者の意識改革と行動変容が重要だと考えます。これまで推進してきた取り組みと併せ、新たに掲げられた施策についても、遅滞なく遂行されるよう、事業者・消費者への十分な周知啓発をお願いします。

なおP.9（9）について「栄養教諭を中核とし、児童生徒に対する指導の充実を図る。」とありますが、併せて保護者への理解促進についても加筆してください。

また学校や教育現場で食品ロスを積極的に取り上げるためには、配布できる資料・ツールがあれば現場の負担も少ないと思いますので、検討をお願いします。

最後に、

法的責任の在り方を検討いただく際には、前回の意見提出の際にも申し上げましたが、食品の提供は最終受益者である消費者（社会的弱者）に不利益が生じないように、被害者への補償・救済する仕組みの導入等の検討を、外食時の食べ残しの持ち帰りについては「自己責任」という言葉で一括りにせず、起こり得るリスクを回避するための具体的な注意喚起、例えば解りやすいメモやシールを添付によるハザードの見える化等、リスクの把握が誰にでもできるような対策についての検討を改めてお願いしたいと思います。

食品ロス削減への取り組みについては、関係省庁の連携、官民協働で推進していただきたいと思っております。